

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）について、申立人夫が所有する土地上に設置して所有していた塀について、同土地上に建物は未建築であったが、塀の写真や設置にかかる領収書等の資料からその価値を認め、財物賠償が認められたほか、申立人夫については母の介護を行ったこと及び持病を抱えていたことを考慮して、申立人妻については持病を抱えていたことを考慮して、申立人母については要介護の状態にあったことを考慮して、それぞれ日常生活阻害慰謝料の増額（ただし、直接請求における既払金を控除した額。）が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、及び同X3（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- | | |
|---|------------|
| (1) 精神的損害（申立人X1）
（日常生活阻害慰謝料の増額分）
期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年12月末日 | 580,000円 |
| (2) 精神的損害（申立人X2）
（日常生活阻害慰謝料の増額分）
期間 自 平成24年8月1日 至 平成30年3月末日 | 1,360,000円 |
| (3) 精神的損害（申立人X3）
（日常生活阻害慰謝料の増額分）
期間 自 平成24年6月1日 至 平成30年3月末日 | 780,000円 |
| (4) 財物損害（双葉郡浪江町〇〇の宅地上に所在の塀） | 1,176,000円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金3,896,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年12月19日

（仲介委員 卷淵 真理子）